## 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護相談ほたる	所在地	知多郡阿久比町大字植大字前崎 5 7	
事業所の指定番	居宅介護支援事業 2375702228	サービスを提供する実施地域	阿久比町・半田市	
号				

(2) 事業所の職員体制 管理者1名 介護支援専門員 6名(常勤専従5名、うち1名管理者と兼務)

(3) 営業時間

月曜日~金曜日 8:30~17:30

(但し、国民の休日・8月13日から16日及び12月30日から1月3日までを除く)

#### 2. 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し、公正・中立かつ適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料) 別紙 2 参照

要介護または要支援認定を受けられた方は、<u>介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。</u> 交通費 サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねす るための交通費の実費が必要です。

(2) 解約料 いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

#### 4. 秘密保持

- (1)事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。
- (3) 当事業所では、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、個人情報の適正な取得・管理・利用・提供に努めます。 ご本人は、当事業所が保有するご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止等を求めることができます。
- (4) 個人情報に関する苦情・相談は、個人情報保護管理責任者(事務所管理者)までお申し出ください。

### 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

(1)事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

- (2) 処理経過及び再発防止策の報告
- ①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

# 6. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。

- (1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険 証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員の名刺を一緒に保管してください。
- (2) また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

# 7. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または 家族に対して提供するものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

- (4) 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、サービス担当者会議や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- (5)終末期と医師より診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- (6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与利用状況は別紙3となります。

#### 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 (代表取締役 布目 裕貴)
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### 9. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができます。その際、個人情報の適切な取扱いに留意します。

テレビ電話装置等を用いた会議では、Zoom や Google Meet 等の通信手段を使用します。プライバシーの保護には十分配慮し、録画・録音は行いません。通信に支障が生じた場合は、速やかに別手段(電話・訪問)にて対応いたします。

- 10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置(感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。)
- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

## 11. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

ハラスメント防止のための相談窓口は、事務所管理者が担当します。必要に応じ、外部機関(愛知県労働局またはあいち女性相談センター等)と連携して対応します。

## 12. 業務継続計画 (BCP) の策定等

当事業所では、感染症や非常災害(地震・台風・大規模停電等)の発生時においても業務を継続・再開できるよう、「業務継続計画(BCP)」を策定しております。

また、年1回以上のBCP研修および訓練を実施し、職員の意識と対応力の向上に努めています。必要時には、地域包括支援センター、行政、医療機関との連携体制を構築し、迅速な対応を図ります。

# 13. 連絡相談体制の確保

必要に応じて対応する体制を確保しています。(体制: 24時間 ただし営業時間以外は、留守番電話での対応となります。メッセージを残される場合はガイダンスに従ってください)

### 14. 苦情申し立て窓口

当事業所の内部苦情受付担当者:管理者(竹内伸全)

苦情は電話・書面・口頭いずれの方法でも受付けます。受付後は速やかに内容を記録し、誠実に対応・報告いたします。

ご利用者ご相談窓口 ご利用時間 平日 8:30~17:30株式会社フレーバー 電話 0569-47-5855

阿久比町役場健康介護課介護保険係 電話 0569-48-1111

半田市役所福祉部介護保険課 電話 0569-84-0649

愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護サービス苦情相談窓口

電話 052-971-4165

# 15. 当法人の概要

事業者名称	株式会社フレーバー	主たる事務所の所在地	知多郡阿久比町植大前崎38
法人種別	営利法人	代表者名	布目裕貴
設立年月日	平成24年2月14日	電話番号	0569-47-5855
ホームページアドレス	flavor-hotaru.jp		

## 16. 身体拘束の排除について

当事業所は、身体拘束の排除を基本とし、やむを得ず必要とされる場合であっても、厚生労働省が定める3要件(切迫性・ 非代替性・一時性)を満たす場合のみ、関係者間の合意に基づいて実施されるよう連携・助言を行います。

(別紙2) 阿久比町 地域区分7級地となり1単位10.21円として計算

ICT活用又は事務職員の配置を行っている

要介護度区分取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護3~5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が 45 人 未満の場合	居宅介護支援費 I 1086	居宅介護支援費 I 単位 1411 単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費 II 544	居宅介護支援費 II
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 326	居宅介護支援費Ⅲ   単位   422 単位

45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢ を算定します。

	加    算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 I 入院時情報連携加算 II	250 単位 200 単位	入院の日から1日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(I) ※入院日以前の情報提供も含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む 入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(II) ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む
	退院・退所加算(I)イ 退院・退所加算(I)イ 退院・退所加算(Ⅱ)イ 退院・退所加算(Ⅲ)	450 単位 600 単位 600 単位 750 単位 900 単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (I) イ 連携1回 (I) ロ 離1回 (カンファレンス参加による) (II) イ 連携2回以上 (II) ロ 離3回以上(内1回以上カンファレンス参加) (III) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	通院時情報連携加算	50 単位	1月につき

緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカ ンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
□ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または その家族の意向を把握した上で、利用者または家族の 同意を得て主治の医師及び居宅サービス計画に位置付 けたサービス事業者に提供した場合 ① ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも 頻回に訪問すること ② 担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の 必要性を把握すること ③ 把握した心身の状況等の情報を記録すること ④ 把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプラ ンに位置付けた居宅サービス事業者へ提供すること ⑤ 必要に応じて主治医等に病状等に関する指示をう けること

(別紙3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ② 訪問介護 28% 通所介 27% 地域密着型通所介護 0.2% 福祉用具貸与 43%
- ③ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	株式会社 空&海	株式会社フレーバー	株式会社 old-rookie
	15.8%	11.5%	8.5%
通所介護	株式会社フレーバー 47.3%	株式会社 心玉 11.6%	社会福祉法人一期一会福祉会7.8%
地域密着型通所介護	特定非営利法人つみき福祉	株式会社 a way to go	株式会社コジスト
	25.7%	17.1%	17.1%
福祉用具貸与	株式会社フロンティア	株式会社心玉	株式会社ワカミヤ商会
	18.1%	17.4%	14.5%

※前6ヶ月とは、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。①前期 (3月1日~8月末日) ②後期 (9月1日~2月末日) ※本重要事項説明書の当該サービス前6ヶ月とは上記②の期間とする

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 7年 月 日

利用者
住所

氏名

代理人(選任した場合) 住所

氏名

事業者 住所 知多郡阿久比町大字植大字前崎 5 7

事業者(法人名) 株式会社フレーバー

事業所名 介護相談ほたる 代表者名 布目 裕貴